

議事4-(3)

札幌市歯科口腔保健推進条例制定および 札幌市歯科口腔保健推進会議の設置について

○札幌市歯科口腔保健推進条例

1. 条例の目的

歯科口腔保健の推進の基本となる事項を定めることで、歯科口腔保健の施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康寿命の延伸や健康格差の縮小が図ることを目的とする

2. 公布および施行について

- ・公布 令和4年6月6日
(議員からの提案により、令和4年第2回定例市議会において可決)
- ・施行 令和5年1月1日

3. 札幌市歯科口腔保健推進会議の設置について (条例第12条第1項)

歯科口腔保健について検討を行うことを目的とした協議体「札幌市歯科口腔保健推進会議」を設置
(推進会議の設置及び組織の体系は条例により定められています)

参考 札幌市歯科口腔保健推進条例第12条第1項
歯科口腔保健の推進に関する施策について調査審議を行うため、札幌市歯科口腔保健推進会議を置く

条例の施行にともない、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」の評価や次期プランの策定に向けた検討を始めとする本市の歯科口腔保健の推進については「札幌市歯科口腔保健推進会議」にて行うことといたします。